

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出があったため、同条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4か月以内に、市に意見書を提出することができます。

2025年（令和7年）5月21日

福山市長 枝 広 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 コーナンPRO福山三吉店

所在地 福山市三吉町南二丁目40番6 ほか

2 変更した事項

(1)大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) コーナンPRO福山三吉町南店

(変更後) コーナンPRO福山三吉店

3 変更の年月日

2025年（令和7年）4月23日

4 変更する理由

店舗名称が正式に決定したため

5 届出年月日

2025年（令和7年）5月14日

6 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課（市政情報室）

(2) 縦覧期間

2025年（令和7年）5月21日から2025年（令和7年）9月21日まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

2025年（令和7年）9月21日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課